



# 個人・セット・火災共済 加入申込書

●お申し込みにあたって●パンフレットを必ずお読みください。

## ■申し込みの資格

- (1) 日本医療労働組合連合会の組合員とその家族。
- (2) 所属する組合が、医労連共済の組織共済、または個人共済のいずれかに一律口数で組合員全員加入していること。
- (3) 加入の申し込みができるのは、健康な方で別に定める「健康告知基準」①②③のいずれにも該当しない方。(健康告知基準については下記をご覧ください。健康については告知のみで、医師などによる診察は不要です。)
- (4) 加入年齢に制限がありますので、各制度ごとにご確認ください。(交通災害共済、火災共済の加入には年齢制限はありません。)

## ■申し込みの手続き

- (1) 加入の申し込みは、申込書に必要事項を正確に記入のうえ、所属労働組合を通じて医労連共済へ郵送してください。(FAXでは受け付けません。)  
★不実記載があった場合、契約が無効となりますので、ご注意ください。
- (2) 加入申込書は、保障開始日(毎月1日)の前月15日までに医労連共済に届かなければなりませんのでご注意ください。ただし、火災共済の場合、保障開始日は申込日の属する翌月1日ですが、随時の申込をすることができます。
- (3) 申込後に生じた変更事項はすみやかに医労連共済に届けなければなりません。

★被共済者の健康告知基準に関する変化。加入を申し込んだ後、契約効力発生日までに健康告知基準に基づく健康状態が変化した場合、届出をしなければなりません。

## ■掛金の払い込み

- (1) 各組合ごとにまとめて、毎月末までに翌月分掛金を納入してください。年一括払いも可能です。
- (2) 契約者個人の預金口座から口座振替での払い込みもできますが、別途手続きが必要となりますので、所属組合を通じて医労連共済に相談してください。(この場合、通常よりメ切が早くなります。くわしくはお問い合わせください。)

## ■保障の開始

加入申込書を医労連共済が受理し、初回掛金を払込みいただいた翌月1日午前0時から保障が開始されます。

## ■加入証書

加入証書は、保障開始月の10日頃までに、所属組合にお届けします。加入証書が届くまでは、申込書の控が加入証書にかかりますので大切に保管してください。

## 健康告知

加入される方は必ずお読みください。

◆加入される方が下記のいずれかに該当される場合は告知欄に、○印を付けてください。ご記入がない場合は、「該当しない」と告知されたものとします。

●次の健康告知基準①②③に該当されている方は、加入することができません。

### ①加療中

契約効力発生日午前0時に、病気やケガのため入院、休業安静加療中または入院、休業、安静加療が必要と診断されている。

①加療中のうち「…入院、休業、安静加療が必要と診断されている」場合の取り扱いについて、「契約効力発生日時点以降1年以内に入院、休業、安静加療が必要と診断されている場合」とします。

### ②直前加療

契約効力発生日以前6ヵ月間に、病気やケガ(手足などの骨折を除く)のため入院、休業、安静加療が連続して14日以上あった。または、入院、休業、安静加療が連続して14日以上必要と診断されていた。

### ③最近手術

効力発生日以前1年間に、病気やケガのため開頭・開胸・開腹手術およびこれらに準ずる手術(腹腔鏡手術を含む)を受けた。または手術が必要と診断されていた。なお虫垂炎除去術は除きます。

●健康告知欄に記入がない場合は、「該当しない」と告知されたものとします。

●①②③に該当し加入できなかった方が、加入できるようになってから2年以内にあらたに加入する場合は、6型または7型が加入の限度となります。

●健康告知基準の「①加療中」「②直前加療」「③最近手術」に該当しない方で、契約効力発生日に「④指定疾病」に該当される方は、共済金が削減されることを条件として加入することができます。

### ④指定疾病

「指定疾病」とは、次の疾病をいいます。

- |  |   |
|--|---|
| <p>ア. 新生物(がん、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病等)(良性の腫瘍、良性的子宮筋腫は含みません)</p> <p>イ. 心疾患(心臓病、高血圧、心房細動、不整脈、狭心症、心筋梗塞、川崎病等)</p> <p>ウ. 精神病(統合失調症等)、アルコール依存症及び薬物中毒(うつ病、適応障害、神経症は含みません)</p> <p>エ. 血管および血液の疾患(血友病、エイズ、脾臓の疾患、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症等)(高脂血症、痛風は含みません)</p> <p>オ. 糖尿病</p> <p>カ. 脳血管疾患(脳出血、脳血栓症、脳梗塞、脳軟化症、もやもや病等)</p> <p>キ. 消化性潰瘍(胃・十二指腸潰瘍、クローン病等)</p> <p>ク. 肝臓及び膵臓の疾患(慢性肝炎、肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎等)(脂肪肝は含みません)</p> <p>ケ. 腎臓疾患、ネフローゼ(慢性腎炎、慢性腎不全等)(腎盂腎炎は含みません)</p> <p>コ. 肺・呼吸器疾患(肺結核、肺炎腫、喘息、慢性気管支炎、胸膜・縦隔・横隔の疾患等)(気胸は含みません)</p> | <p>サ. 骨髄疾患</p> <p>シ. 神経疾患(パーキンソン病、アルツハイマー型認知症等)</p> <p>ス. 運動系疾患(骨粗しょう症、脊髄疾患カリエス、変形性膝関節症、変形性股関節症、変形性腰椎症、脊柱管狭窄症、人工関節等)(ヘルニアは含みません)</p> <p>セ. 甲状腺の疾患(橋本病、バセドウ病等)</p> <p>ソ. リウマチ、関節炎(慢性関節炎、滑膜炎等)</p> <p>タ. 膠原病と原因不明の全身疾患(エリテマトーデス、強皮病、シェーンゲン症候群、ベーチェット病、サルコイドーシス、原田病等)</p> <p>ヲ. その他、医労連共済が指定する疾患[2018年7月改定]<br/>(厚生労働省が行う難病対策の疾患)(潰瘍性大腸炎、メニエール病、多発性硬化症、突発性難聴、胆道閉鎖症、好酸球性副鼻腔炎等)<br/>2018年6月以前は下記のとおり<br/>(厚生労働省が指定する特定疾患)(潰瘍性大腸炎、メニエール病、多発性硬化症、突発性難聴等)</p> |
|--|---|

●「指定疾病」に該当する場合、生命共済単独加入は10口が限度、セット共済は7型(「満21歳までの子」の場合はB型またはC型)が加入の限度となります。

●「指定疾病」に該当する方は、加入申込書健康告知欄の「該当する」及びア～ワの該当する疾病に○印をつけてください。

●指定疾病の共済金削減についてはパンフレット9ページを参照。

## 個人情報保護に関する重要事項

日本医労連共済は、受け付けた加入申込書、解約・変更届、共済金支払請求書やそれに伴う診断書等の証明資料によって知り得た個人情報、加入者の管理、共済会の給付審査、および共済事業の運営に関わるデータ作成のみに使用し、それ以外の目的で使用する場合は、事前に加入者各人から同意を得ています。

なお、全労連共済分担金管理部会に対しては給付審査に必要な個人情報を、火災共済の給付請求に対して査定を行っている査定センターに対しては、査定を行うために必要な個人情報を、また、加入者管理を目的としたコンピューターシステムの管理を行っている委託業者、集金代行を目的とした委託業者に対しては、目的業務の遂行上必要最低限の個人情報を提供しています。







